

“お・も・て・な・し”？

オリンピック・パラリンピック開催

2020年にわが国でオリンピック、パラリンピック（以下、オリパラ）が開催される。その開催まで残すところ後2年となった。このオリパラの招致活動で2013年9月7日にブエノスアイレスで開催されたIOC総会でのプレゼンテーションは記憶に新しい。そのプレゼンテーションでキーワードの一つになったのが、「お・も・て・な・し」である。

日本人の“気配り”、“相手を思いやる心”をいかに発揮して、オリパラの選手を始め多くの外国からの人たちを迎え入れたいとアピールする姿は強く印象に残っている。この「おもてなし」の語源は、“裏表なし”という意味であり、誠意をもって、表裏のない心でお客をお迎えすることである。

2016年3月30日に政府は訪日外国人観光客の拡大に向けた具体策を発表し、オリパラが開催される2020年には4,000万人の訪日外国人観光客数の目標を掲げている。政府としては“GDP600兆円”の達成に向け、2020年のオリパラをさらなる経済成長を遂げる起爆剤として考えているようである。

国土交通省・観光庁のデータによれば、2016年にわが国を訪れた外国人観光客は2,403万9,000人であり、世界ランキング第16位となっている。

現在のわが国において、観光施策は重要な政策の柱となっている。「地方創成」を目標とし、その上で「観光」は成長戦略の重要な要素の一つである。2012年に安倍首相が「世界の人々を惹き付ける観光立国・日本を推進する」と宣言して以来、様々な施策が展開し、今や「観光」はわが国の経済を支える重要なものとなっている。

オリパラのキーワードである「おもてなし」をいかに具現化するのか、現在各分野でその準備に最大限の尽力がなされている。

社会的排除

2017年11月26日のあるテレビ局が「〇〇の方、出入り禁止」と外国人を排除する貼り紙をした化粧品店のニュースを報道した。この事態にわが国の大手化粧品の某メーカーは、貼り紙をした販売店を営業停止にし、委託販売契約を即刻、解除した。今、各地で外国人観光客を見かけることは特別なことではない。「観光国ニッポン」を象徴するかのごとく、多くの外国人がわが国を訪れている。「おもてなし」を実践するいつばうで、テレビで報道されたニュースはその流れに逆行するような事象である。嘆かわしいことである。この事件に対して関係者のあいだでは様々な意見が飛び交い、ツイッター上でも賛否両論の意見で炎上している。しかし、どんな経緯があろうが、理屈をこねて排除行為を正当化しようが、外国人観光客も大切なお客様であることには違いない。人種差別を平気で行い、排除することは絶対に許せないことである。

非があるならば、それは人種に帰結するものではない。あくまでも個人の言動に対する注意指摘でなければならないはずである。もし、「日本人お断り」と書かれたらどう思うのか。

嘉永6年(1853)にマシュー・ペリーが浦賀に軍艦4隻で来航して、徳川幕府に開国を迫り、それ以降「攘夷論」が確立した話を筆者は思い出す。「夷人(外国人)を攘(はら)う、

異質な存在、自分とは異なる考えを排除するという江戸時代となら変わらない考え方が今もほびこっている日本が残念でない。今回の事件は、「おもてなし」の心でオリパラを盛大に成功裏に開催したいと願い、努力する多くの人たちに対する侮辱行為でもある。

障害者差別解消法

近年のわが国では、先述する外国人に対する排除だけにとどまらず、マイノリティといわれる障害のある人たち(以下、障害者)への排除も頻繁に起っている。2017年11月30日の地方新聞の記事に「障害者の入店・乗車拒否相次ぐ、京都禁止条例認知度低く」という記事が掲載されている。

その内容は、「盲導犬を連れた視覚障害者が京都市内の飲食店で入店を拒まれたほか、京都市内の飲食店を訪れた車いすの2人が、店内に空席があるにもかかわらず、“1人はいいが、2人はほかの客に迷惑がかかる”と入店を断られた。」ということである。その時の状況が把握できていないわけでは無いが、この記事を読む限り、明らかに障害者を排除した差別事象である。「車いすの客1人はいいが、2人はほかの客に迷惑がかかる」とは何を意味するのか、車いすの客は迷惑な存在であるからと言わんばかりの拒否の理由に、車いす当事者の筆者には等閑視できない、心痛む事件でもある。

また、聴覚障害者が「居酒屋にファックスで予約を申し込んだところ、翌日、店長から『手話ができるスタッフがおらず、筆談での対応もしていない』と返信があり、予約を断られた」との記事も掲載されている。これに関しても、「商売である以上、客を選ぶ権利がある」、「対応には限界がある」と店側を擁護する声など、様々な意見がネット上にあがっている。

今のわが国ではこうした事件が後を絶たない。弱肉強食的な排除の論理で社会的に弱い立場にある者を追い込み、それもその行為を肯定する問答無用の事件が頻繁に起こるのは何故なのか……。

2016年4月1日より施行されている「障害者差別解消法」はこうした障害者への差別を禁止する法律である。公的機関、施設、民間業者などに対して日常生活でのあらゆる場面での「不当な差別的取り扱い」や障害特性に配慮しない「合理的配慮の不提供」を差別と定義し、禁止している。

「不当な差別的取り扱い」のなかに、公共交通機関での乗車拒否、飲食店の入店拒否、教育機関の入学拒否などが含まれ、先述する排除事例はすべて不当な差別的取扱いに該当し、明らかに法律違反である。

人の心に存在する「我さえ良くば」という「負の部分」を決して正当化するのではなく、すべての人が生きていけるインクルーシブな社会をみんなの合力でいかに創り上げていくのかは、今我々に課せられた共同責務である。

人は自分の身にふりかからない限り、他人事で終わらせてしまふ。しかし、もし自分が同じような目にあったらどう思うのか、自分の子どもが、親が、今回紹介した事例のように入店を拒否される目にあったらどんな思いをするのか……である。難しく考えるのではなく、自分に置き換えて一考することが重要と強く思う次第である。